○農林水産省告示第千七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県郡上市美並町高砂字宮奥一三六六の七三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県不破郡垂井町伊吹字西谷一二四四から一二五五まで、一二五六の一、一二五六の二、一二五七から一二六二まで、一二六四から一二七一まで、一二七三から一三〇四まで、字北谷一五四三の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び垂井町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県美濃市大字片知字奥向山三二三六の九五から三二三六の九七まで、三二三六の一〇〇から三二三六の一〇三まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡泰阜村二二五〇、二二五五の三〇、二二五五の八五、二二五五の一一四、二二五五の一二五、二二五五の一二七、二二六八の一、二二六九の二、二二七九、二六五三の四、二六五三の六（次の図に示す部分に限る。）、二六五三の七、二六五三の六六、二六六〇の一、二六六〇の三、二六六〇の五、二六六〇の六、二六六〇の三から二六六〇の三八まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

泰阜村二二五〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡泰阜村五九三一の一、五九三一の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県飯田市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

飯田市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年七月十九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

茨城県行方市井上字勘左エ門二三六四の一、二三六四の四、二三六四の五、字原添山二三六八の一、二三六八の三、二三六八の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　立木の伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び茨城県行方市玉造字トウメキ甲二五七七の一

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備